

定する。

【注の追加】

(追加)

注8 医師の分割指示に係る処方せん受付（注6及び注7に該当する場合を除く。）において、1回目の調剤については、当該指示に基づき分割して調剤を行った場合に、2回目以降の調剤については投薬中の患者の服薬状況等を確認し、処方せんを交付した保険医（以下この表において「処方医」という。）に対して情報提供を行った場合に算定する。この場合において、区分番号00に掲げる調剤基本料及びその加算、区分番号01に掲げる調剤料及びその加算並びに第2節に掲げる薬学管理料は、分割回数が2回の場合は、それぞれの所定点数の2分の1に相当する点数を、分割回数が3回以上の場合は、それぞれの所定点数の3分の1に相当する点数を1分割調剤につき算定する。

01 調剤料

1 内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く。
（1剤につき））

【点数の見直し】

イ	14日分以下の場合		
	(1) 7日目以下の部分（1日分につき）	5点	5点
	(2) 8日目以上の部分（1日分につき）	4点	4点
ロ	15日分以上21日分以下の場合	71点	70点
ハ	22日分以上30日分以下の場合	81点	80点

	<p>ニ 31日分以上の場合 89点</p> <p>注3 2剤以上の内服薬又は1剤で3種類以上の内服薬を服用時点ごと一包化を行った場合には、一包化加算として、当該内服薬の投与日数に応じ、次に掲げる点数を所定点数に加算する。</p> <p>イ 56日分以下の場合 投与日数が7又はその端数を増すごとに32点を加算して得た点数</p> <p>ロ 57日分以上の場合 290点</p>	→	<p>87点</p> <p>注3 2剤以上の内服薬又は1剤で3種類以上の内服薬を服用時点ごと一包化を行った場合には、一包化加算として、当該内服薬の投与日数に応じ、次に掲げる点数を所定点数に加算する。</p> <p>イ 42日分以下の場合 投与日数が7又はその端数を増すごとに32点を加算して得た点数</p> <p>ロ 43日分以上の場合 220点</p>
<p>第2節 薬学管理料</p> <p>10 薬剤服用歴管理指導料（処方せんの受付1回につき）</p>			
<p>【項目の見直し】</p>	<p>10 薬剤服用歴管理指導料（処方せんの受付1回につき） 41点</p>	→	<p>10 薬剤服用歴管理指導料</p> <p>1 原則6月以内に処方せんを持参した患者に対して行った場合 38点</p> <p>2 1の患者以外の患者に対して行った場合 50点</p> <p>3 特別養護老人ホーム入所者に対して行った場合 38点</p>
<p>【注の見直し】</p>	<p>注1 患者に対して、次に掲げる指導等のすべてを行った場合に算定する。ただし、ハを除く</p>	→	<p>注1 1及び2については、患者に対して、次に掲げる指導等の全てを行った場合に、処方せ</p>